

(二) 組合員ハ萬難ヲ排シテ會葬ノコト
主権者ノ如何ヲ問ハズ所屬各組合ハ極力應

(三) 應スルコト
關係当局ニ次議ノ形式ニヨリ彈劾文ヲ送ル

(四) コト
ニシテ文案ハ元々ヲ以テ起草スルコトニシテ
シト說明シ多少ノ質問アリタルモ採決ノ結

果可決
次ヲ京都憲兵工組合員田中十郎ヨリ辯人盧毅事

件ニ關スル緊急勸諭ノ提出アリ
簡單ニ提出理由ヲ說明シ本件ニ關シテ三吉

局ニ彈劾文ヲ發スルコト、本文案ハ本部提案

一 括同ハ委員ニ於テ起草セラレタレト
明シ直々ニ採決可決

第四 社會運動取締法反駁ノ件

(京都聯合會提出說明有京都及福三組合 倍三)

本法ハ社會的経済不安ニ階リタル日本ノ資本家
カ今ヤ遂藪的ニ無産階級ニ突撃シ来リタルヲ憂
書スルモノニシテ当局が此ノ法案ヲ發布セント
スル意志ハ決シテテ口リズムニ對スルノミニ限
ラズ、ホリリストニ適用セントスルニ外ナラズ吾
々ガ社會運動ノ体験ニ依ツテ勞働運動ヲテ以
上指令勞働運動ニ適用セザル迄ニ資本家階級ニ
對シテ一歩不利ノ地位ニテルガ故ニ本法案ニハ